

平成 24 年 10 月

受益者の皆様へ

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

シュローダー・アジア・ハイイールド債券ファンド
Aコース（為替ヘッジなし）／Bコース（為替ヘッジあり）

信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「シュローダー・アジア・ハイイールド債券ファンド Aコース（為替ヘッジなし）／Bコース（為替ヘッジあり）」（以下「ファンド」といいます。）の運用を平成 24 年 3 月 6 日に開始し、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行って参りましたが、このたび弊社の関係会社にあたる投資家による受益権の大口解約の意向が確認されました。ファンドの受益権総口数は平成 24 年 9 月 28 日現在で A コース、B コースそれぞれ 406,396,934 口、405,722,960 口となっていますが、当該大口解約が実施された後はそれぞれ 1,046,934 口、372,960 口程度に減少する見込みです。上記のような大幅な純資産総額の減少が生じた場合、ファンドの運用の基本方針に沿った運用を継続することが困難となり、また、当該大口解約に伴う運用管理費用（信託報酬）等の間接的な費用を残った受益者が負担することが想定されます。

弊社と致しましては、上記の事情を鑑み、信託契約を解約しお預かり致しました運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断致しました。

また、平成 24 年 9 月 28 日現在においても受益権総口数は、投資信託約款第 49 条第 8 項の規定に定められた信託契約の解約の基準である口数の 20 億口を大きく下回っていることから、信託契約を解約し信託終了（繰上償還）を行うことは相当であると考えております。

この信託終了（繰上償還）につきましては、法令の定めに基づき書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、当書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、同封の返信用封筒にて弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

なお、ファンドの信託終了（繰上償還）に関する書面による決議の結果にかかわらず、当該投資家は信託終了（繰上償還）予定日を目途に解約する意向ですので、ファンドの投資対象資産であるアジア・ハイイールド債券の流動性の少なさに鑑みて、書面による決議の日以降に、安定運用に移行する予定です。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の手続および日程

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| ①受益者数および受益権口数の確定日 | 平成24年10月29日 |
| ②議決権行使期間 | 平成24年10月29日から平成24年11月14日まで |
| ③書面による決議の日 | 平成24年11月15日 |
| ④反対受益者の買取請求期間 | 平成24年11月16日から平成24年12月5日まで |
| ⑤信託終了（繰上償還）予定日 | 平成24年12月10日 |

受益者数および受益権口数の確定日（平成24年10月29日）現在のファンドの受益者は、平成24年10月29日から平成24年11月14日までの期間に、自己の保有する受益権の口数に応じてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「委託会社」という場合があります。）に対してファンドの信託終了（繰上償還）（以下、「本議案」といいます。）に対して書面をもって議決権を行使することができます。

※平成24年10月25日分の取得申込を反映した受益者数および受益者が保有する受益権口数について議決権が付与されます。

平成24年10月26日以降による取得申込、および平成24年10月25日以前による換金申込については本議案に対する議決権はございません。

本議案は、平成24年10月29日現在におけるファンドの議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決されます。その場合は、平成24年12月10日をもってファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。

また、当該書面決議により本議案が否決された場合は、ファンドの信託終了（繰上償還）の手続は行いません。この場合には、当該決議の日後すべての受益者に対して、ファンドの信託契約を継続する旨を記載した書面を発送いたします。

2. 書面決議について

同封しております「議決権行使書面」に、ファンドの信託終了（繰上償還）に対して賛成または反対の旨をご記入の上、平成24年11月14日までに同封の返信用封筒にて委託会社までご送付ください。

なお、「議決権行使書面」は平成24年11月14日委託会社到着分までを有効とさせていただきます。また、当該決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、本議案に賛成するものとさせていただきます。

〔ご留意事項〕

※当手続にあたり、受益者に関する個人情報（氏名、ご住所、お電話番号、投資信託口座番号および受益権口数等）を販売会社、受託会社（再信託受託会社を含みます。）および委託会社が共有することとさせていただきますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。なお、当手続にあたり、取得した受益者の個人情報は、書面決議および買取請求に関する事務を処理するために必要な範囲で利用いたします。

※同一の受益者の方が当信託終了（繰上償還）につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

※「議決権行使書面 2. 本議案についての賛否」の欄に記載がない議決権行使書面をご提

出された場合は、本議案に賛成するものとさせていただきます。

3. 反対受益者の買取請求手続について

本議案が可決された場合には、当決議に反対をされた受益者は、以下の手続により、保有する受益権について、受託会社に対して投資信託財産による買取りを請求することができます。

- ①買取請求受付期間 平成24年11月16日から平成24年12月5日まで
- ②シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社より当決議に反対をされた受益者に対し「受益権の買取請求手続について」を発送
- ③買取請求必要書類の記入
- ④販売会社／委託会社を経由して受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）への買取請求必要書類の送付
- ⑤受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑥受託会社から受益者のご指定銀行口座へのお受取金額のお振込

※買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額（原則として、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額）となります。

※買取りにかかる収益は、受益者ご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）

※お受取金額は、上記買取価額から振込手数料を差し引いた金額となります。また、上記のような諸般の手続が必要となるため、受取金額のお支払いまでには、通常の換金申込よりも日数を要する場合があります。

※信託終了（繰上償還）に反対をされた場合であっても、必ず買取請求を行わなければならないわけではありません。買取請求を行わない場合、引き続き変更された信託終了（繰上償還）日まで受益権を保有すること、または平成24年12月6日*までの間において販売会社に換金申込をすることができます。

*販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

追加型証券投資信託「シュローダー・アジア・ハイイールド債券ファンド Aコース（為替ヘッジなし）／Bコース（為替ヘッジあり）」（以下「ファンド」といいます。）の運用を平成24年3月6日に開始し、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行って参りましたが、このたび弊社の関係会社にあたる投資家による受益権の大口解約の意向が確認されました。ファンドの受益権総口数は平成24年9月28日現在でAコース、Bコースそれぞれ406,396,934口、405,722,960口となっていますが、当該大口解約が実施された後はそれぞれ1,046,934口、372,960口程度に減少する見込みです。

上記のような大幅な純資産総額の減少が生じた場合、ファンドの運用の基本方針に沿った運用を継続することが困難となり、また、当該大口解約に伴う運用管理費用（信託報酬）等の間接的な費用を残った受益者が負担することが想定されます。

そこで、委託会社と致しましては、上記の事情を鑑み、信託契約を解約しお預かり致しました運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断致しました。

また、平成24年9月28日現在においても受益権総口数は、投資信託約款第49条第8項の規定に定められた信託契約の解約の基準である口数の20億口を大きく下回っていることから、信託契約を解約し信託終了（繰上償還）を行うことは相当であると考えております。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成24年12月10日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

特にございませぬ。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

特にございませぬ。

5. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

資産、負債、元本および基準価額の状況

シュローダー・アジア・ハイイールド債券ファンド Aコース (為替ヘッジなし)

項目	第1期	第2期	第3期
	2012年4月10日	2012年5月10日	2012年6月11日
	円	円	円
(A) 資産	404,035,903	398,802,522	392,036,597
アジア・ハイイールド債券 マザーファンド(評価額)	404,035,903	398,802,522	392,036,597
(B) 負債	739,657	621,921	647,907
未払信託報酬	698,579	587,379	611,921
その他未払費用	41,078	34,542	35,986
(C) 純資産総額(A-B)	403,296,246	398,180,601	391,388,690
元本	406,271,047	406,237,517	406,331,755
次期繰越損益金	△2,974,801	△8,056,916	△14,943,065
(D) 受益権総口数	406,271,047口	406,237,517口	406,331,755口
1万口当たり基準価額(C/D)	9,927円	9,802円	9,632円

シュローダー・アジア・ハイイールド債券ファンド Bコース (為替ヘッジあり)

項目	第1期	第2期	第3期
	2012年4月10日	2012年5月10日	2012年6月11日
	円	円	円
(A) 資産	798,213,318	793,178,882	790,807,950
アジア・ハイイールド債券 マザーファンド(評価額)	403,189,127	398,154,691	400,491,567
未収入金	395,024,191	395,024,191	390,316,383
(B) 負債	397,967,828	387,761,581	391,710,906
未払金	397,239,466	387,137,291	391,049,010
未払信託報酬	687,909	589,614	625,133
その他未払費用	40,453	34,676	36,763
(C) 純資産総額(A-B)	400,245,490	405,417,301	399,097,044
元本	405,419,946	405,566,121	405,607,929
次期繰越損益金	△5,174,456	△148,820	△6,510,885
(D) 受益権総口数	405,419,946口	405,566,121口	405,607,929口
1万口当たり基準価額(C/D)	9,872円	9,996円	9,839円

損益の状況

シュローダー・アジア・ハイイールド債券ファンド Aコース (為替ヘッジなし)

項目	第1期	第2期	第3期
	自 2012年3月6日 至 2012年4月10日	自 2012年4月11日 至 2012年5月10日	自 2012年5月11日 至 2012年6月11日
	円	円	円
(A) 有価証券売買損益	△2,248,825	△4,459,153	△6,233,972
売買益	—	271	206
売買損	△2,248,825	△4,459,424	△6,234,178
(B) 信託報酬等	△739,657	△621,921	△647,907
(C) 当期損益金(A+B)	△2,988,482	△5,081,074	△6,881,879
(D) 前期繰越損益金	—	△2,987,434	△8,068,310
(E) 追加信託差損益金	13,681	11,592	7,124
(配当等相当額)	(—)	(4,083)	(5,442)
(売買損益相当額)	(13,681)	(7,509)	(1,682)
(F) 計(C+D+E)	△2,974,801	△8,056,916	△14,943,065
(G) 収益分配金	0	0	0
次期繰越損益金(F+G)	△2,974,801	△8,056,916	△14,943,065
追加信託差損益金	13,681	11,592	7,124
(配当等相当額)	(3,564)	(4,434)	(5,916)
(売買損益相当額)	(10,117)	(7,158)	(1,208)
分配準備積立金	1,923,995	3,923,824	6,083,011
繰越損益金	△4,912,477	△11,992,332	△21,033,200

シュローダー・アジア・ハイイールド債券ファンド Bコース (為替ヘッジあり)

項目	第1期	第2期	第3期
	自 2012年3月6日 至 2012年4月10日	自 2012年4月11日 至 2012年5月10日	自 2012年5月11日 至 2012年6月11日
	円	円	円
(A) 有価証券売買損益	△4,445,817	5,650,071	△5,698,910
売買益	—	10,102,176	9,178,525
売買損	△4,445,817	△4,452,105	△14,877,435
(B) 信託報酬等	△728,362	△624,290	△661,896
(C) 当期損益金(A+B)	△5,174,179	5,025,781	△6,360,806
(D) 前期繰越損益金	—	△5,174,179	△148,390
(E) 追加信託差損益金	△277	△422	△1,689
(配当等相当額)	(—)	(991)	(2,072)

(売買損益相当額)	(△277)	(△1,413)	(△3,761)
(F)計(C+D+E)	△5,174,456	△148,820	△6,510,885
(G)収益分配金	0	0	0
次期繰越損益金(F+G)	△5,174,456	△148,820	△6,510,885
追加信託差損益金	△277	△422	△1,689
(配当等相当額)	(290)	(1,423)	(2,353)
(売買損益相当額)	(△567)	(△1,845)	(△4,042)
分配準備積立金	1,930,327	4,259,007	6,421,494
繰越損益金	△7,104,506	△4,407,405	△12,930,690

シュローダー・アジア・ハイイールド債券ファンド
Aコース（為替ヘッジなし）／Bコース（為替ヘッジあり）

信託終了（繰上償還）に関するQ&A

Q 1

この手紙「信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」は何ですか？
なぜこのような手続が必要なのですか？

A 1

ファンドの運用を終了し、受益者の皆様からお預かりしている運用資産をお返しする予定であることをお知らせするものです。

ファンドの信託終了（繰上償還）を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律およびファンドの投資信託約款の規定に基づき書面による決議（以下「書面決議」といいます。）をもって、事前に投資者の意向を確認します。

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

当該書面決議により信託終了（繰上償還）が否決された場合は、信託終了（繰上償還）の手続は行いません。

また、信託終了（繰上償還）が成立した場合でも、書面決議に反対をされた受益者は、反対受益者による受益権の買取請求をする権利があります。

Q 2

なぜ、信託終了（繰上償還）するのですか？

A 2

ファンドは平成24年3月6日に運用を開始し、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行って参りましたが、このたびシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の関係会社にあたる投資家による受益権の大口解約の意向が確認されました。ファンドの受益権総口数は平成24年9月28日現在でAコース、Bコースそれぞれ406,396,934口、405,722,960口となっていますが、当該大口解約が実施された後はそれぞれ1,046,934口、372,960口程度に減少する見込みです。

上記のような大幅な純資産総額の減少が生じた場合、ファンドの運用の基本方針に沿った運用を継続することが困難となり、また、当該大口解約に伴う運用管理費用（信託報酬）等の間接的な費用を残った受益者が負担することが想定されます。

そこで、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社と致しましては、上記の事情を鑑み、信託契約を解約しお預かり致しました運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断致しました。

なお、平成24年9月28日現在においても受益権総口数は、投資信託約款第49条第8項の規定に定められた信託契約の解約の基準である口数の20億口を大きく下回っていることから、信託契約を解約し信託終了（繰上償還）を行うことは相当であると考えております。

Q 3

何か手続を行う必要はありますか？

A 3

信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合

同封されている「議決権行使書面」に、賛成である旨および必要事項をご記入の上、同封の封筒でシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社までご返送ください。なお、「議決権行使書面」をご返送されない場合でも信託終了（繰上償還）にご同意いただいたものとさせていただきます。

信託終了（繰上償還）に反対される場合

同封されている「議決権行使書面」に、反対である旨および必要事項をご記入の上、同封の封筒でシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社までご返送ください。「議決権行使書面」は平成 24 年 11 月 14 日までにシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に到着したものを有効とさせていただきます。

Q 4

いつ現在の受益者に議決権があるのですか？

A 4

平成 24 年 10 月 25 日までに取得申込をされた受益者を対象としております。平成 24 年 10 月 26 日以降に取得申込をされた受益者、および平成 24 年 10 月 25 日以前に換金申込をされた受益者については今回の書面決議に対する議決権はございません。

Q 5

信託終了（繰上償還）の手続中に換金したい場合はどうなるのですか？

手続中は「反対」をしないと換金できないのですか？

A 5

信託終了（繰上償還）の手続中であっても、従来どおり換金申込により随時換金が可能です。

信託終了（繰上償還）に対して議決権行使書面において反対された受益者の方は、買取請求期間において受益権の買取りを請求する権利を有しますが、通常の換金申込により換金することもできます。

したがって、反対をしないと換金できないものではなく、受益者は平成 24 年 12 月 6 日*までの間において販売会社に換金申込をすることができます。

*販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

Q 6

換金に際して、「反対受益者による受益権の買取請求」をした場合と「換金申込」をした場合との違いはあるのですか？

A 6**反対受益者による受益権の買取請求**

買取請求期間内に「反対受益者による受益権の買取請求」をされた場合には、信託終了（繰上償還）が行われなければ、本来有すべき公正な価額で換金されることになります。換金価額は、原則として買取請求必要書類が受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）に受理された日の翌営業日の基準価額となります。

この場合は、買取請求必要書類をシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社所定の手続により受託会社宛に提出していただく必要があります。お受取金額は受託会社から直接受益者指定の銀行口座に振り込まれます。その際、諸般の手続が必要となるため、この買取請求では、お受取金額のお支払いまでに通常の換金申込よりも日数を要することがありますのでご注意ください。このお受取金額に対しては、振込手数料が差し引かれます。なお、買取りにかかる収益は、受益者ご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）

換金申込

「換金申込」された場合には、換金申込日の翌営業日の基準価額が換金価額となります。

※「反対受益者による受益権の買取請求」をするかしないかは、受益者の権利であり、あくまでも最終的なご判断は、受益者ご自身が行うことになります。

【参考：換金代金または買取請求代金の受取り方法】

信託終了（繰上償還）手続中の代金の受取り方法には次の2種類があり、手取金等は次のとおりです。

	換金申込	反対による買取請求
対象者	ファンドの全ての受益者	書面決議において反対された受益者のみ
期間	12/6*まで申込み可能 *販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にご確認ください。	買取請求期間（11/16～12/5）のみ

支払日	換金申込日から起算して 6 営業日目	原則として、買取請求必要書類が受託会社に受理された日から起算して 6 営業日目
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額	買取請求必要書類が販売会社を経由して受託会社に受理された日の翌営業日の基準価額
振込手数料	なし	お受取金額の支払に係る振込手数料を受益者に負担していただくこととなります。 ・振込手数料等（消費税込み） 3万円未満1件につき 525円 3万円以上1件につき 735円
税金等	譲渡益（解約益）の10%※(所得税7%+地方税3%)	譲渡益（売却益）の10%※(所得税7%+地方税3%) <u>買取にかかる収益は、受益者ご自身での確定申告が必要になりますのでご留意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。）</u>
	※平成24年9月末現在での個人の受益者に対する課税です。 税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。	
受取り方法	販売会社の受益者名義の口座に入金されます。	受託会社が受益者指定の受益者名義の銀行口座に直接振り込みます。

Q7

信託終了（繰上償還）することになったかどうかを「いつ?」、「どのように?」知ることができますか?

A7

平成24年11月16日にシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社のホームページ (<http://www.schroders.co.jp>) に「信託終了（繰上償還）決定のお知らせ」を掲載いたします。

信託終了（繰上償還）が不成立となった場合には、すべての受益者に対して不成立の旨を記載した書面を発送いたします。

Q 8

信託終了（繰上償還）日まで保有した場合、いつ償還金が支払われますか？

A 8

信託終了（繰上償還）日まで保有した場合の償還金は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社から販売会社に信託終了（繰上償還）日の翌営業日（平成 24 年 12 月 11 日）に入金し、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いさせていただく予定です。償還価額および運用の詳細につきましては、後日、販売会社より運用報告書をお送りいたしますのでご覧ください。

Q 9

「途中で換金したほうが良いのか?」、「反対受益者による受益権の買取請求をしたほうが良いのか?」、もしくは「最後（信託終了（繰上償還）日）まで保有したほうが良いのか?」どれが良いのでしょうか?

A 9

書面による決議の結果にかかわらず、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の関係会社にあたる投資家による受益権の大口解約は、信託終了（繰上償還）予定日を目途に実行される予定であり、また、ファンドの投資対象資産であるアジア・ハイイールド債券の流動性の少なさに鑑みて、書面による決議の日（平成 24 年 11 月 15 日）以降に、安定運用に移行する（現金化する）予定です。したがって、ファンドの基準価額は平成 24 年 11 月 15 日以降値動きが少なくなると考えられます。

最終的なご判断は、受益者ご自身が行うこととなります。

照会先

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話 03-5293-1333

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）